

小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
小規模多機能ホーム うきしろ

重要事項説明書

小規模多機能ホーム うきしろ

< 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 >

重要事項説明書

[2025年6月25日現在]

1 事業者の概要

◆代表者：代表理事 増田 剛

◆名称：医療生協さいたま生活協同組合 ◆住所：埼玉県川口市木曾呂1317

◆電話：048-294-6111 ◆FAX：048-294-1490

◆事業所数

◆事業所数

病院〔5〕 埼玉協同病院 ふれあい生協病院 埼玉西協同病院 熊谷生協病院 秩父生協病院
診療所〔8〕 浦和民主診療所 さいわい診療所 川口診療所 おおみや診療所 かすかべ生協診療
大井協同診療所 所沢診療所 行田協立診療所
歯科診療所〔4〕 生協歯科診療所 あさか歯科診療所 埼玉西協同病院 行田協立診療所
訪問リハビリテーション〔4〕 ふれあい生協病院 埼玉西協同病院 老人保健施設さんどめ
老人保健施設みぬま
訪問看護ステーション〔14〕 うらしん きょうどう とこしん さきたま 熊谷 ちちぶ
かがやき ふじみ野 かしの木 ひだまり かもがわ
はんのう おおみや 深谷
居宅介護支援〔17〕 うらしん きょうどう とこしん さきたま 熊谷 ちちぶ かがやき
ふじみ野 かしの木 すこやか かもがわ ひだまり こだま
はんのう たかしな おおみや さんどめ
訪問介護〔16〕 うらしん きょうどう とこしん さきたま 熊谷 ちちぶ かがやき
かしの木 ふじみ野 すこやか かもがわ ひだまり こだま はんのう
たかしな おおみや
定期巡回随時対応型訪問介護看護〔11〕 うらしん おおみや とこしん たかしな
きょうどう かがやき かしの木 すこやか
ちちぶ さきたま 熊谷
夜間対応型訪問介護〔4〕 きょうどう かがやき ちちぶ さきたま
通所リハビリテーション〔12〕 川口診療所 大井協同診療所 所沢診療所 さいわい診療所
行田協立診療所 おおみや診療所 かすかべ生協診療所
老人保健施設さんどめ 老人保健施設みぬま
埼玉西協同病院 熊谷生協病院 秩父生協病院
通所介護〔1〕 うらしん
看護小規模多機能型居宅介護〔4〕 かしの木 かがやき ふじみ野 熊谷

小規模多機能型居宅介護〔7〕 さんとおめホーム 熊谷 さきたま すこやか ひだまり ちちぶ
大井協同診療所

認知症対応型共同生活介護〔5〕 さんとおめホーム かしの木 ひだまり 熊谷
大井協同診療所

介護老人保健施設〔2〕 老人保健施設さんとおめ 老人保健施設みぬま

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）〔1〕 桂の樹

地域包括支援センター〔4〕 ケアセンターさきたま さんとおめホーム ケアステーションかしの木
生協ケアセンターたかしな

在宅介護支援センター〔2〕 うらしん ちちぶ

2 事業の概要

（1）事業所の種類

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

（2）事業の目的

住み慣れた家・街・地域で生活を継続できるように、利用者の方の状態や必要に応じて「通い」を中心に「泊り」「訪問」の3つのサービスを組み合わせて提供いたします。

（3）事業の名称

小規模多機能ホーム うきしろ

（4）事業所の所在地

埼玉県行田市本丸 18-3

（5）事業所電話番号

048-556-4584

（6）事業所の管理者名

秋山 翔伍

（7）当事業所の運営方針

利用者の様態や希望に応じて、通所サービスを中心に、随時訪問や宿泊のサービスを組み合わせて提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援します。事業の実施にあたりましては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（8）開設年月日

2020年4月1日

（9）サービス定員

登録定員 29人

通い 18人

泊り 9人

（10）居室等の概要

当事業所では以下の居室、設備をご用意しています。泊りサービスで利用される居室は個室をご用意しています。ただし、利用者の心身の状態や、お部屋の空き状況によりご希望に添えないこともあります。

居室・設備の種類	備考
個室	9 部屋
食堂・ホール	1 部屋
台所	1 箇所
浴室	1 箇所
トイレ	3 箇所
消防	火災報知器、消火器・スプリンクラーの設置

上記は、厚生労働省が定める基準により小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3 事業実施地域および営業時間

(1) 通所の事業の実施地域 行田市

(2) 営業日および営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 午前 9 時から午後 4 時まで
宿泊サービス	月～日 午後 4 時から午前 9 時まで
訪問サービス	月～日 24 時間

4 職員の配置状況

主な職員の配置状況は以下のとおりです。

職種	資格	職員数	専任・兼務の別	業務内容
管理者	理学療法士	1 名	専従	管理業務
計画作成担当者	介護支援専門員	1 名	専従	計画作成業務 相談業務
介護職員	介護福祉士等	10 名 以上	専任 1 名以上	介護業務 相談業務
看護職員	看護師	1 名 以上	兼務	健康管理業務 看護業務

※ 職員の配置については指定基準を厳守しています。 2025 年 4 月 1 日現在

5 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、2つのサービスがあります。

- 利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険給付の対象サービス）
- 利用料金の金額を契約者にご負担していただく場合（介護保険給付の対象とならない場合）

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割（又は8割7割）が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割（又は2割3割）の金額になります。各項のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度・内容で行うかについては、契約者にご協議の上小規模多機能型介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「サービス」という）計画に定めます。

○ サービス概要

「通い」（通所サービス）

① 食事

- ・ 食事の提供および食事の介助を行います。
- ・ 調理・配膳などを職員と行うことができます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪・洗身の介助を行います。
- ・ 浴室にて安全なサービスを心がけます。

③ 排泄

- ・ 利用者の状態に応じて適切な介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 日常生活動作を通してリハビリを行います。
- ・ 趣味活動を通して知能回復、能力回復を目指します。
- ・ 地域交流を通して、社会活動に参加します。

⑤ 健康チェック

- ・ 血圧測定、体温測定など利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ ご自宅から事業所までの距離や、利用者の方の心身の状態に合わせ、安全に配慮した送迎を行います。

⑦ 相談・助言など

- ・ 窓口を常設して対応いたします。

「訪問介護」（訪問サービス）

- ・ 利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄などの日常生活上のお世話や、機能訓練を提供します。
- ・ 訪問サービス提供にあたって必要な備品（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ① 利用者への医療行為
 - ② 利用者もしくはその家族からの金銭または物品の授受
 - ③ 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ④ その他、利用者もしくはその家族に行う迷惑行為

「泊り」(宿泊サービス)

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事や排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(2) 利用料金については「契約書別紙」のとおりです。

(3) 利用料金のお支払方法

利用料金・費用は1ヶ月毎に計算し、次のいずれかの方法により翌月 27 日までにお支払いください。

- ①銀行振り込み ②預金口座自動引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加

- 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望を勘案して、適時に適切なサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。
- 予定利用日の前に利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの追加をすることができます。この場合は原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- 介護保険の対象になるサービスについての利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの回数を変更された場合も、1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、キャンセル料をいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から 2 km-216 円 4 km-269 円 6 km-324 円(片道)が発生します。
- サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し、協議します。

(5) 連帯保証人

本契約書の利用者には身元引受人を連帯保証人とし、他に1人、合わせて2人の連帯保証人を付けるものとし、連帯保証人は利用者が支払う利用料金等について、連帯しその責めを負うものとします。但し、身寄りがなく、連帯保証人がいないことをもって、サービスは拒まれません。

6 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で小規模多機能型介護計画を定め、また、その状況を評価します。計画の内容及び評価結果は書面に記載して、利用者に説明の上交付します。

7 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口（担当者）

管理者：秋山 翔伍（あきやま しょうご）

受付時間：月～金 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

① 埼玉県国保連合会

TEL：048-824-2568

② 行田市役所健康福祉部高齢者福祉課

TEL：048-556-1111（代表）

8 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護などの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告をするとともに、その内容等について評価、希望、助言を受け止めるため、運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成：利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括センター職員、小規模多機能型居宅介護等について知見を有する者、事業管理者等

開催：隔月開催

会議録：運営推進会議の内容、事業への評価、要望、助言について記録を作成します。

9 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

【協力医科医療機関】

医療生協さいたま 行田協立診療所

住所 埼玉県行田市本丸 18-3

電話番号 048-556-4581

【協力歯科医療機関】

医療生協さいたま 行田協立診療所（歯科）

住所 埼玉県行田市本丸 18-3

電話番号 048-556-4581

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に状態の急変があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、専任の介護支援専門員等へ速やかに連絡いたします。

1 1 非常災害対策

防災時の対応 消防法により届けた消防計画に基づき利用者の避難、誘導等、適切な処置を講ずる。

防災設備 スプリンクラー設備、消火器、火災報知器

防災訓練 防火責任者を置き、消防計画に基づいた点検を日常的に行い記録します。

防火管理者 管理責任者

1 2 サービス利用にあたっての留意事項

- サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は、本来の用途にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 介護職員等が訪問している時間は、同室内での喫煙・飲酒はお控えください。
- 大切なペットを守り、ヘルパーが安全にケアを行うために、訪問中は「ケージに入れる・リードをつける・別室に移す」等の配慮をお願いいたします。介護職員等がペットに咬まれる等の被害を被った場合は、治療等をご請求する場合があります。
- 利用者の安否確認や見守り、ケアの確認等を目的としたカメラの使用で、介護職員等が画像に写りこむ場合には、プライバシー保護のため、事前に事業所の同意を得て頂くようお願いいたします。SNS等で画像を使用する場合も同様をお願いいたします。
- 介護職員等への暴言、暴力、ハラスメント等により、信頼関係を築くことができないと判断した場合には、サービスの中断や契約解除をする場合があります。
- 事業所または事業所の運営に支障を与える行為があった際は、この契約を解除しサービスを終了させていただきます。

(例)利用料の滞納:2カ月分引き落としができなかった場合など

年 月 日

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

〈 法人の名称 〉 医療生協さいたま生活協同組合
〈 法人所在地 〉 埼玉県川口市木曾呂 1317
〈 事業所の名称 〉 小規模多機能ホーム うきしろ
〈 事業所所在地 〉 埼玉県行田市本丸 18-3

〈 説 明 者 〉 小規模多機能ホーム うきしろ 職員

氏名 _____ (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受けました。

〈 利 用 者 〉

住所 _____

氏名 _____ (印)

〈 主たる介護者 〉

住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 _____

〈 身元引受人 〉

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

〈 連帯保証人 〉

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

極度額 30 万円